

退職管理条例の改正について

1. 現状

- 平成26年の地方公務員法改正（平成28年4月1日施行）を契機に、「退職管理条例」を制定・運用
- 法律に基づく「働きかけ規制」等に加え、都独自の取組として、「再就職情報の届出の義務付け・公表」を実施
- 管理職については、再就職情報の届出を義務付け・再就職情報を公表
- 勤続20年以上の一般職については、都政の施策に通じ、退職後も一定程度、現職職員への影響力を行使しうる職員」が存在するという考えのもと、再就職情報の届出を義務付け

2. 改正の考え方

- 再就職情報の公表を勤続20年以上の一般職まで公表を拡大し、都民目線でのチェック機能強化
- 再就職における情報公開をより一層徹底し、公正性・透明性の更なる向上を図る

3. 改正内容

- 退職後、「現職職員へ一定程度の影響力を行使しうる」として従来より届出義務を課していた一般職について **新たに再就職情報を公表**

			改正前		改正後	
			届出	公表	届出	公表
管理職			○	○	○	○
一般職	退職時 勤続期間	20年以上	○	×	○	○
		20年未満	×	×	×	×
	(定年・勸奨退職)		○	×	○	○

※ 職務の特性に応じた例外

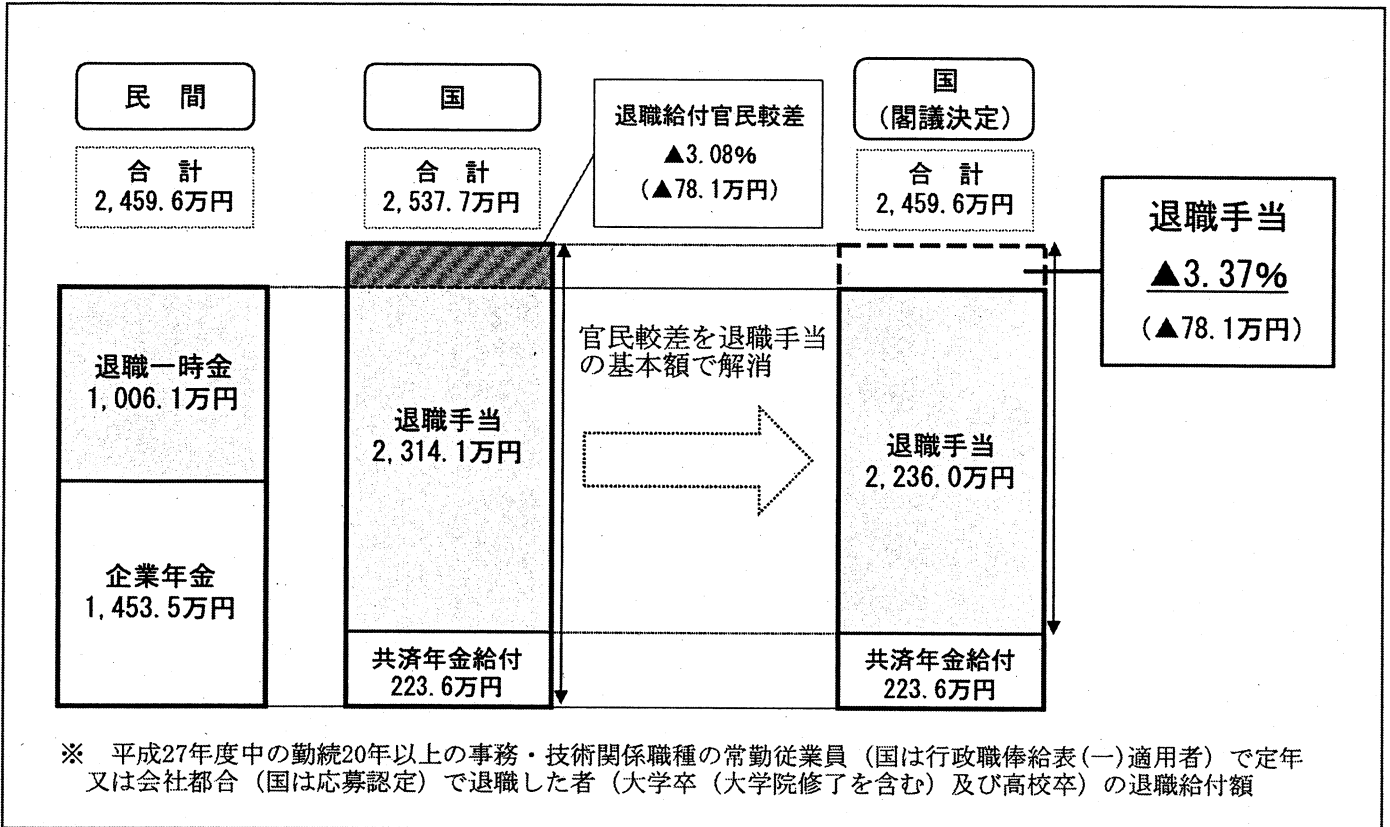
- ・ 行政職給料表（二）適用職員（自動車運転、巡視など）は届出・公表対象外
- ・ 医療職給料表適用職員（看護師、栄養士等）はその職性に鑑み、福祉保健局各部、保健所、健康安全研究センター広域監視部以外に勤務する職員は届出・公表対象外
- ・ 教育職給料表適用職員はその職性に鑑み、都立学校に勤務する教職員は届出・公表対象外
- ・ 警視庁職員の職務に支障を及ぼすおそれがある場合は公表対象外

4. 施行期日

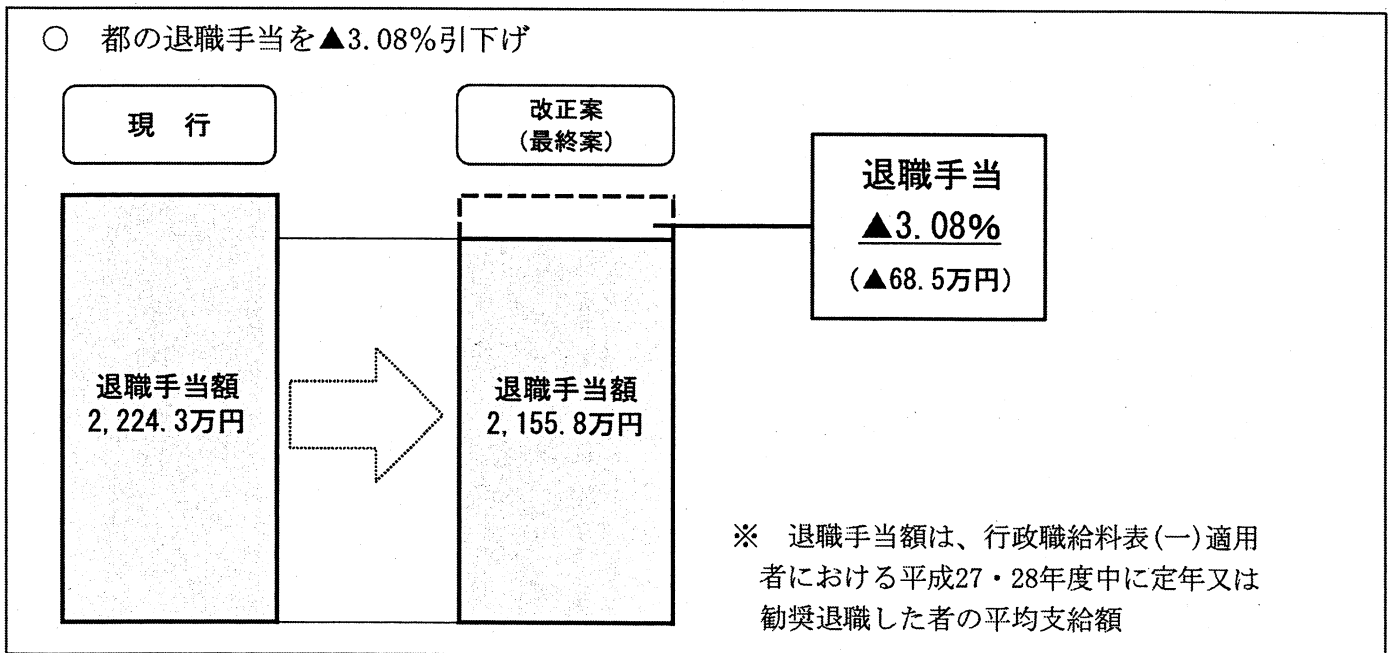
- 平成30年4月1日

都における退職手当の改正案（最終案）

1 国の閣議決定内容（11月17日）



2 都の改正案（最終案）



都における「フレックスタイム制」について

[目的] ○ ライフ・ワーク・バランス実現に向けた柔軟な働き方の一つとして、1週間ごとの勤務時間の増減を可能とする仕組みを導入（労働基準法上の一ヶ月単位の変形労働時間制）

[内容] ○ 繁忙の日に長い勤務時間を設定し、その他の日に短い勤務時間を設定することで、4週間単位で1週間平均38時間45分を勤務
 ○ 週に4日は長い勤務時間を設定することで、週休3日も可能

[イメージ]

第1週

		勤務時間の割振り	勤務時間
日	週休日		—
月	9時	勤務 休憩 勤務	17時45分
火	9時		17時45分
水	9時		17時45分
木	8時		17時45分
金	9時		16時45分
土	週休日		—
			計38時間45分

第2週

		勤務時間の割振り	勤務時間
日	週休日		—
月	7時	勤務 休憩 勤務	17時45分
火	11時		15時45分
水	9時		17時45分
木	8時		17時45分
金	9時		16時45分
土	週休日		—
			計36時間45分

第3週

		勤務時間の割振り	勤務時間
日	週休日		—
月	9時	勤務 休憩 勤務	17時45分
火	9時		19時45分
水	9時		17時45分
木	8時		19時45分
金	9時		17時45分
土	週休日		—
			計43時間45分

第4週

		勤務時間の割振り	勤務時間
日	週休日		—
月	9時	勤務 休憩 勤務	17時45分
火	9時		19時45分
水	週休日		—
木	9時		19時45分
金	9時		18時30分 ※
土	週休日		—
			計35時間45分

※ 週休3日としているため、15分単位で終業時刻を設定